



島根県報

令和3年10月26日（火）

第 255 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者の指定	（障がい福祉課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業廃止の届出	（ " ）	2
狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定	（農林水産総務課）	2
鳥獣保護区の指定の一部改正（2件）	（ " ）	3
地域森林計画の樹立	（森 林 整 備 課）	3
地域森林計画の変更	（ " ）	3

【公 告】

都市計画公聴会の開催（2件）	（都 市 計 画 課）	4
----------------	-------------	---

告 示

島根県告示第642号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和3年10月26日

島根県知事 丸山達也

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人 恵和会	短期入所	医療法人 恵和会グループホーム	大田市大田町大田イ860-3	令和3年10月1日

島根県告示第643号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和3年10月26日

島根県知事 丸山達也

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
江津コンクリート工業株式会社	就労継続支援A型	甲斐の木	江津市都野津町2307番地31	令和3年10月1日

島根県告示第644号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項の規定により、次のとおり狩猟鳥獣捕獲禁止区域を指定する。

令和3年10月26日

島根県知事 丸山達也

大和北キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	1 区域 邑智郡美郷町の一部 2 面積 2,845ヘクタール 3 存続期間 令和3年11月1日から令和6年10月31日まで
弥栄キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	1 区域 浜田市の一部 2 面積 7,837ヘクタール 3 存続期間 令和3年11月1日から令和6年10月31日まで

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林水産振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

島根県告示第645号

鳥獣保護区の指定（昭和56年島根県告示第1011号）の一部を次のように改正し、令和3年11月1日から施行する。

令和3年10月26日

島根県知事 丸 山 達 也

表熊野鳥獣保護区の項及び枕木山鳥獣保護区の項中「平成23年11月1日」を「令和3年11月1日」に、「平成33年10月31日」を「令和13年10月31日」に改め、同表の備考中「各農林振興センター」を「各農林水産振興センター」に改める。

島根県告示第646号

鳥獣保護区の指定（平成13年島根県告示第782号）の一部を次のように改正し、令和3年11月1日から施行する。

令和3年10月26日

島根県知事 丸 山 達 也

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

表中「平成23年11月1日」を「令和3年11月1日」に、「平成33年10月31日」を「令和13年10月31日」に改め、同表の備考中「各農林振興センター」を「各農林水産振興センター」に改める。

島根県告示第647号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画を立てたいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに島根県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和3年10月26日

島根県知事 丸 山 達 也

森林計画区の名称	縦覧場所	縦覧期間
隠岐地域森林計画区（隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村）	島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁農林水産局	自 令和3年10月26日 至 令和3年11月24日

島根県告示第648号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により地域森林計画を変更するので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに島根県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和3年10月26日

島根県知事 丸 山 達 也

森林計画区の名称	縦覧場所	縦覧期間
江の川下流域森林計画区（浜田市、江津市、大田市、川本町、美郷町、邑南町）	島根県農林水産部森林整備課、西部農林水産振興センター、西部農林水産振興センター県央事務所	自 令和3年10月26日 至 令和3年11月24日

斐伊川地域森林計画区（松江市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、出雲市）	島根県農林水産部森林整備課、東部農林水産振興センター、東部農林水産振興センター雲南事務所、東部農林水産振興センター出雲事務所	自 令和3年10月26日 至 令和3年11月24日
高津川地域森林計画区（益田市、津和野町、吉賀町）	島根県農林水産部森林整備課、西部農林水産振興センター益田事務所	自 令和3年10月26日 至 令和3年11月24日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、仁多都市計画区域及び横田都市計画区域を一の都市計画区域とし、都市計画区域を変更する都市計画の案について、次のとおり公聴会を開催するので、島根県都市計画公聴会規則（昭和45年島根県規則第1号）第2条第1項の規定により公告する。

令和3年10月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開催日時

令和3年11月24日 19時から

2 開催場所

仁多郡奥出雲町横田1037

奥出雲町役場横田庁舎

3 都市計画の案の概要

(1) 仁多及び横田都市計画区域の変更

ア 都市計画区域の名称

奥出雲都市計画区域

イ 新たに都市計画区域に含まれる区域

無し

ウ 都市計画区域から除外される区域

無し

4 公述の申出等

(1) 意見申出書の提出

公聴会に出席して前記案件について意見を述べようとする者は、別記様式に準じて作成した意見申出書1通を、島根県土木部都市計画課（松江市殿町8番地）又は奥出雲町役場建設課のいずれかに、令和3年11月10日までに到着するよう提出すること。

(2) 公述人

知事は、公聴会において意見を述べようとする者で同趣旨の意見のものが多数であるときは、公述人を選定してその旨を本人に通知する。

(3) 参考図書及び参考付図は、登載を省略し、島根県土木部都市計画課及び奥出雲町役場建設課に備えて、令和3年10月27日から同年11月10日まで縦覧に供する。

5 公聴会の中止

公述の申し出がなかった場合、公聴会は中止する。中止する場合は島根県庁、雲南県土整備事務所仁多土木事業所及び奥出雲町役場へ掲示等により事前に周知することとする。

6 公聴会に関する問合せ先

島根県土木部都市計画課 電話 (0852) 22-6777

別記様式

意見申出書

令和3年11月24日の都市計画公聴会にて説明される都市計画の案について、次のとおり意見を申し出ます。

令和 年 月 日

島根県知事 丸山 達也 様

住 所 (電話)

(ふりがな)
氏 名

- 1 意見の公述を希望する都市計画区域名
奥出雲都市計画区域
- 2 意見の公述を希望する都市計画原案の種類
都市計画区域の変更

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

- 1 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
- 2 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙2枚以内程度とすること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、奥出雲都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定に関する都市計画の案について、次のとおり公聴会を開催するので、島根県都市計画公聴会規則（昭和45年島根県規則第1号）第2条第1項の規定により公告する。

令和3年10月26日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 開催日時
令和3年11月24日 19時から
- 2 開催場所
仁多郡奥出雲町横田1037
奥出雲町役場横田庁舎
- 3 都市計画の案の概要

(1) 奥出雲都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

奥出雲都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の概要は次のとおりである。

ア 都市計画の目標

本区域の美しい景観や優れた農業システムを保全するとともに、これらを活用した産業の開拓や生産性向上に向けた取り組みを推進していく。一方で、若年層を中心とした人口の流出、高齢化の進行により、地域運営の担い手不足が深刻化し、地域コミュニティの維持や日常生活に必要な機能・サービスの確保が困難となっていることから、定住対策や持続可能な地域運営の仕組みづくり、将来を担う人材の育成や産業・生活基盤を支えるインフラの整備を推進する。

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。

ウ 主要な都市計画の決定の方針

(7) 土地利用の方針

a 主要用途の配置方針（横田地域）

都市及び自然環境に配慮するとともに、将来における土地利用を総合的に勘案し、住宅地、商業業務地、工業地等の各配置方針を定める。

b 土地利用の方針（横田地域）

「居住環境の改善又は維持」、「都市内の緑地又は風致の維持」、「優良な農地との健全な調和」、「災害の防止の観点から必要な市街化の抑制」、「自然環境形成の観点から必要な保全」に関する方針を定める。

c 用途地域を指定していない地域の土地利用方針（仁多地域）

現在、仁多地域は都市計画用途地域を指定していないため、現状の土地利用状況を踏まえ、都市及び自然環境に配慮しながら、将来における土地利用の方針を定める。

(4) 都市施設の整備の方針

a 交通施設

(a) 基本方針

広域道路ネットワークの確立、区域内道路ネットワークの確立、交通拠点の配置、公共交通機関の機能確保を図る。

(b) 整備水準の目標

令和2年度末現在で、都市計画道路の改良率は72.1パーセントであり、今後も基本方針等に基づき引き続き整備を進める。

b 下水道及び河川

(a) 基本方針

下水道の整備手法については、地域の特性に応じた効率的かつ適正な整備手法を選択していくものとする。基本的に市街地内では、公共下水道により整備し、適宜周辺の農業集落排水との統廃合を行うことにより効率的な管理運営を行うものとし、集合処理区域以外の市街地郊外部の既存集落では、合併処理浄化槽による個別処理により下水道整備を行うものとする。また、浸水被害の恐れがある市街地においては、下水道による雨水対策も併せて行うものとする。

河川については近年都市化の進展により治水安全度が低下しつつあることから、河川改修を積極的に推進すると同時に、山林、農地等を保全することにより、流域が本来有している保水、遊水機能を確保するなど総合的な治水対策を講ずるものとする。河川整備を行う際には、動植物の生息・生育環境に配慮した川づくりを行うとともに、川や地域の個性を生かし、人々が川に親しめる水辺空間の整備に努めていく。また、利水については水利使用者との調整を図りながら水資源の有効かつ適正な利用に努めるものとする。その他の中小河川については、河川管理施設の機能を十分に発揮させるため、適切な維持管理を行い、地域の実情に

応じた治水安全度を確保するものとする。

(b) 整備水準の目標

下水道については、令和2年度末現在の汚水処理人口普及率（汚水処理人口／行政人口）は93.0パーセントであり、今後も引き続き基本方針等に基づき汚水処理人口普及率の向上に努める。

河川については、地域の実情に応じた治水安全度を確保することを目標に整備する。

c その他の都市施設

供給処理施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、その他都市施設については、既存施設の有効利用に努めるほか、設備の近代化を進め、人口の変動に対応し、必要に応じた施設の整備を図る。

(ウ) 自然的環境の整備又は保全の方針

基本方針

本区域においては、既に緑地が十分に確保されていることから、今後は緑地の保全や機能確保に努め、豊かな自然環境を維持していく。

4 公述の申出等

(1) 意見申出書の提出

公聴会に出席して前記案件について意見を述べようとする者は、別記様式に準じて作成した意見申出書1通を、島根県土木部都市計画課（松江市殿町8番地）又は奥出雲町役場建設課のいずれかに、令和3年11月10日までに到着するように提出すること。

(2) 公述人

知事は、公聴会において意見を述べようとする者で同趣旨の意見のものが多数であるときは、公述人を選定してその旨を本人に通知する。

(3) 参考図書及び参考付図は、登載を省略し、島根県土木部都市計画課及び奥出雲町役場建設課に備えて、令和3年10月27日から同年11月10日まで縦覧に供する。

5 公聴会の中止

公述の申し出がなかった場合、公聴会は中止する。中止する場合は島根県庁、雲南県土整備事務所仁多土木事業所及び奥出雲町役場へ掲示等により事前に周知することとする。

6 公聴会に関する問合せ先

島根県土木部都市計画課 電話（0852）22-6777

別記様式

意見申出書

令和3年11月24日の都市計画公聴会にて説明される都市計画の案について、次のとおり意見を申し出ます。

令和 年 月 日

島根県知事 丸山 達也 様

住 所 (電話)

(ふりがな)
氏 名

- 1 意見の公述を希望する都市計画区域名
奥出雲都市計画区域
- 2 意見の公述を希望する都市計画原案の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

- 1 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
- 2 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙2枚以内程度とすること。